

奈良県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、奈良県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本方策の樹立に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別記1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会議)

第5条 本部に幹事会議を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は文化・教育・くらし創造部こども・女性局長をもって、副幹事長は文化・教育・くらし創造部こども・女性局次長をもって、幹事は別記2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会議は、本部の所掌事務について本部員を補佐し、次の事務を処理する。
 - (1) 本部に付議する事項に関する企画、調査及び検討
 - (2) 本部から指示された事項の調査及び検討
 - (3) その他本部を補助するために必要な業務
- 4 特定の事項について調査・検討を行う必要がある場合、幹事長は幹事会議に企画推進員会議及びワーキンググループを置くことができる。

(会議)

第6条 本部の会議は本部長が、幹事会議は幹事長が招集する。

- 2 本部長又は幹事長は、必要があると認めたときは、本部又は幹事会議に女性問題について学識経験ある者等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(本部の事務)

第7条 本部の事務は、文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月20日から施行する。

別記1 本 部 員

総 務 部 長	知 事 公 室 長	南 部 東 部 振 興 監	危 機 管 理 監
文化・教育・くらし創造部長	こども・女性局長	福 祉 医 療 部 長	医 療 ・ 介 護 保 険 局 長
医 療 政 策 局 長	水循環・森林・景観環境部長	産 業 ・ 観 光 ・ 雇 用 振 興 部 長	観 光 局 長
食と農の振興部長	県土マネジメント部長	政 策 統 括 官	地 域 デ ザ イン 推 進 局 長
会 計 管 理 者	水 道 局 長	教 育 長	警 察 本 部 長

別記2 幹 事

総 務 部

知事公室 広報広聴課長 政策推進課長 国際課長
安全・安心まちづくり推進課長

総 務 部 企画管理室長 行政・人材マネジメント課長 人事課長

文化・教育・くらし創造部 企画管理室長 教育振興課長 青少年・社会活動推進課長
人権施策課長

こども・女性局 女性活躍推進課長 奈良っ子はぐくみ課長 こども家庭課長

福祉医療部 企画管理室長 地域福祉課長 長寿・福祉人材確保対策課長
障害福祉課長

医療・介護保険局 介護保険課長 地域包括ケア推進室長

医 療 政 策 局 地域医療連携課長 医師・看護師確保対策室長 病院マネジメント課長
健康推進課長 疾病対策課長 薬務課長

水循環・森林・景観環境部 企画管理室長 林業振興課長

産業・観光・雇用振興部 企画管理室長 地域産業課長 産業振興総合センター所長
企業立地推進課長 雇用政策課長

食と農の振興部 企画管理室長 担い手・農地マネジメント課長

県土マネジメント部 企画管理室長

会 計 局 総 務 課 長

水 道 局 総 務 課 長

教育委員会 企画管理室長 教職員課長 学校教育課長 人権・地域教育課長
保健体育課長 教育研究所長

警 察 本 部 警 務 部 参 事 官

附 則

平成 8 年 4 月 1 日一部改正
平成 11 年 4 月 1 日一部改正
平成 12 年 4 月 1 日一部改正
平成 13 年 4 月 1 日一部改正
平成 14 年 4 月 1 日一部改正
平成 15 年 4 月 1 日一部改正
平成 16 年 4 月 1 日一部改正
平成 17 年 4 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 19 年 4 月 1 日一部改正
平成 19 年 7 月 3 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 10 月 3 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 7 月 1 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。